

JGAP 農畜産物使用マーク申請付属書 商品分類について

JGAP 農畜産物使用マーク申請付属書に記載する商品分類は下記をご使用下さい。

- 1 小分けされた農産物（下葉処理等の簡易な調整を含む）
- 2 切断された農産物（白菜の 1/2 カット等）
- 3 洗浄、簡易な保存処理された農産物
- 4 食用鶏卵（殻付きのものに限る）
- 5 米・麦類
精米、精麦
- 6 粉類
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 7 でん粉
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 8 野菜加工品
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く）、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、カット野菜、その他の野菜加工品
- 9 果実加工品
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレードおよび果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
- 10 茶、コーヒー製品、ココア製品の調製品
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 11 香辛料
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉ざく）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 12 めん・パン類
めん類、パン類
- 13 穀類加工品
アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 14 菓子類
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 15 豆類の調製品
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆類、その他の豆類の調製品
- 16 砂糖類
砂糖、糖みつ、糖類

- 17 その他の農産加工品
こんにゃく、その他 1 から 16 に掲げるものに分類されない農産物および農産加工食品
- 18 調味料およびスープ
食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、うま味調味料、調味料関連製品、スープ、
その他の調味料およびスープ
- 19 食用油脂
食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
- 20 調理食品
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
- 21 その他の加工食品
イーストおよびふくらし粉、植物性たん白および調味植物性たん白、麦芽および麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他 18 から 20 に分類されない加工食品
- 22 飲料等
飲料水、清涼飲料、氷、その他の飲料
- 23 食肉(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵および凍結させたものを含む)
牛肉、豚肉、家きん肉
- 24 食肉製品
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 25 酪農製品
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳および濃縮乳、粉乳、発酵乳および乳酸菌飲料、バター、
チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品
- 26 加工卵製品
鶏卵の加工製品
- 27 その他の畜産加工食品
その他 23 から 26 までに分類されない畜産加工食品